

社会情報解析

—判決文の全体構造—

大國 充彦・高橋 徹

本試論において、われわれは、最高裁判所大法廷の判決文抜粋を対象とした先行研究に基づき、最高裁の別の判決文全文を対象に、参照枠という観点から社会情報解析をおこなう。判決文は一般に、論理的形式を用いつつ複数の価値システムを導入して主張する命題の妥当性をあらそう過程である。判決当時において、多数の裁判官が支持する法廷意見は、他の意見よりも妥当性の高い意見と考えることができる。判決文の各意見（法廷意見、少数意見、反対意見）は、自らが主張する命題の妥当性を高めるために、何らかの説明する命題を参照する。その際に参照された命題をわれわれは参照枠と呼び、判決文を分析する枠組として採用する。その結果、法廷意見の特徴について、次のような知見が得られた。

1) 参照枠を整理して用いている。2) 判断の基準が、より具体的に提示されている。3) 論証の中核になる箇所では、優先順位の高い参照枠が用いられている。4) 主張する命題と参照枠との関係づけのあり方が、比較的一貫している方が結論の妥当性が高いと推測される。5) 最高裁判決文を対象にした場合、参照枠 R 1 憲法の解釈が争点となるため、参照枠 R 2 判例をいかに使うかが妥当性の重要な源泉となる。

1. 参照枠の観点から見た判決文の解析

本試論では、判決文の全体構造がもつ一般的な形式を把握することを目的として、参照枠の観点から最高裁判決文の社会情報解析をおこなう。

1.1 社会情報解析の課題

われわれは、最高裁判決文抜粋を対象にした社会情報解析の研究において、「社会情報過程は、事実認識過程と論理情報過程とだけから構成されるのではなく、複数の価値システムが絡み合った情報過程である」（大國他、

1999：75）と結論し、社会情報過程の特徴の一つを明らかにした。

この研究に基づき、現在の社会情報解析の課題を次のようにまとめることができる。対象の社会情報に、直接、明示的には現れない「隠された命題」、「隠された論理関係」をどのように捉え、どのように位置づけるかという課題である。この課題は、より具体的には、次のように提起することができる。第1に、論理分析に関する課題がある。「逆接 and」のように、自然言語を命題論理式、述語論理式に変換する際に生じる問題点の発見とその解決である（長田、1999）。第2に、「文脈命題」のように、論理分析と価値分析に關係す

る課題がある(田中, 1999 b). 第3に, 社会情報過程が, 全体としては論理的な正しさを追求していないとするならば, 一体何をめざす過程なのかという問い合わせがある。

本試論において, われわれは, 社会情報過程とは一体何をめざす過程なのかという第3の課題を中心課題として, 社会情報解析をおこなう。この場合, 最高裁判所の判決文は, 論理的形式を用いつつ, 複数の価値システムを導入して, 主張する命題の妥当性をあらそ
う過程であると考える。その意味で, 一般に, 判決文は, しかるべき妥当性を有した命題の提示をめざす社会情報過程であると言えることができる。そこでは, 憲法・法律の条文を第一の前提とし, あわせて判例, 当該法規の運用の実情, 立法の沿革, 法理論, 社会通念, 諸国法制の趨勢などを参考しながら, 判断が下されている。

本試論の課題は, 社会情報過程の妥当性の構成要素を明確にするために, 参照枠という観点から, 最高裁判所の判決文の本文全体を対象として, 法廷意見(多数意見)と, 少数意見, 反対意見とを比較し検討することである。この検討を通して, 社会情報過程としての法廷意見の特徴を明らかにし, ひいては「複数の価値システムが絡み合った情報過程」のあり方をより具体的に解明するための手がかりを得ようと考える。

1.2 研究の対象: 最高裁判所の判決文全文

研究の対象は, 尊属殺人に関する最高裁判所の判決文「最大判昭48.4.4刑集27.3.265」の265頁から308頁までの全文である。この裁判は, 刑法二〇〇条の尊属殺人罪の規定の合憲性をめぐってあらそわれ, 判決は, 刑法二〇〇条が, 法の下の平等を定めた憲法一四条一項に違反し無効であると結論した。最高裁判所が「違憲立法審査権」を現行法に対して行使した最初の例となつたことで知られている。

周知のように, 最高裁判所の大法廷におい

ては15名の裁判官が判決の決定に関与する。判決文には多数意見だけではなく, 多数意見とは異なる判断を示す裁判官の意見が少数意見・反対意見として記載されている。これらの文章は責任の所在が明確であり, かつ, 多数意見, 少数意見および反対意見として多様な判断が明言的に表明されている。その意味で, 異なる価値システムが関与する社会情報過程の解析に適した例であると考えられる。

対象とする判決文においては, 15名の裁判官は明確に異なる3つの立場に分かれる。判決の結論と理由を支持する8名(法廷意見あるいは多数意見:「手段違憲説」と, 結論には賛成であるけれども理由には反対する6名(少数意見:「目的違憲説」), 結論・理由いずれにも反対する1名(反対意見:「合憲説」)である。

1.3 研究の方法

判決文において何が妥当な見解であるかを, われわれが決定することはできない。しかしながら, 次のように考えることはできる。すなわち, 判決当时において, 相対的に多数の裁判官が, 法廷意見を, 少数意見および反対意見よりも妥当性があると判断した, と。本研究では, 法廷意見が少数意見, 反対意見に対して顕著に持つ特徴を, 法廷意見の妥当性を構成する要素と仮定する。そのような特徴を明らかにするために, 法廷意見と少数意見, 反対意見とを比較する必要がある。したがって, われわれは, 判決文の抜粋ではなく判決文全文を対象とし, 以下の手順で法廷意見の顕著な特徴がどこにあるかを検討した。

- 1) 「法廷意見」, 「少数意見」, 「反対意見」が相互に対立する論点を抽出する。
- 2) 対立する論点に焦点をあてながら, 各意見の論証過程を捉える。
- 3) 以上の作業を通して, 当該判決文がどのような様式で構成されているかを検討する。

1.4 参照枠の整理モデル

検討に際しては, われわれの研究の過程で

	現在参照系	過去参照系
自己参照系	R_1 (憲法、法律)	R_2 (判例、立法の沿革等)
外部参照系	R_3 (社会通念、諸国法制等)	R_4 (旧社会制度、諸国古法制等)

図1 参照枠の整理モデル

得られた次のような参照枠の整理モデル（図1）をふまえて考察をおこなう。

対象とした判決文では、法廷意見、少数意見、反対意見のそれぞれが、自らの「主張する命題」を説明しあるいは根拠づけ説得力のあるものとするために、さまざまな参照枠を用いて説明している。例えば、判例、当該法規の運用の実情、立法の沿革、社会通念、諸国法制の趨勢などがそうである。これら「説明する命題」を、憲法や法律に準ずる参照枠として、判断の際に考慮している。われわれは、これらの参照枠を図1のようなモデルで整理できると考える。

われわれが取りあげる最高裁判決文では、 R_1 の参照枠カテゴリーに含まれる憲法と法律の関係自体が争点になっているために、これらをもっては十分に判断の論拠を示すことはできず、そのため、 R_2 、 R_3 、 R_4 の参照枠カテゴリーが重要な役割を果たしていると考えられる。参照枠カテゴリーの相互の間には「主張する命題」の妥当性を高める順位があり、一般的には、自己参照系が外部参照系に、また現在参照枠が過去参照枠に優先するものと考えられる。したがって、妥当性という観点から見た参照枠カテゴリーの優先順位は次のようになる。

$$R_1 > R_2 > R_3 > R_4$$

つまり、同様の論点に関して、 R_1 にカテゴライズされる命題によって説明されている主張の方が、 R_3 にカテゴライズされる命題によって説明されている主張よりも、一般的には妥当性が高いと考えられる。

2. 判決文の概要

2.1 法廷意見の構成

法廷意見は、次に示すように全部で17段落から構成されている（第n段落を【n】と表記する）。

I 刑法二〇〇条の憲法適合性を検討する（【1】～【3】）。

差別的取扱いの根拠の合理性を基準とする。

II 刑法二〇〇条の立法目的に関する検討（【4】～【6】）。

ただちに合理的な根拠を欠くものと断することはできない。目的違憲説の棄却。

III 刑法二〇〇条の立法目的達成の手段に関する検討（【7】～【11】）。

合理的根拠に基づく差別的取扱いとして正当化することはとうていできない。手段違憲説の提示。

IV 刑法二〇〇条の憲法適合性に関する検討の結論（【12】～【13】）。

違憲の結論。

V その他上告趣意の検討（【14】）。

VI 結論と判決（【15】～【17】）。

2.2 対立する論点の抽出

法廷意見、少数意見、反対意見のそれぞれの論旨展開と相互の比較との概略を図2に示す。その上で、法廷意見、少数意見、反対意見の論旨を比較してみると、次のような対立する論点があることがわかった。

論点1 立法の沿革、過去の判例等に関する事実認識

論点2 家族関係および、それに対する立法措置についての見解

論点3 刑法二〇〇条の立法目的に関する差

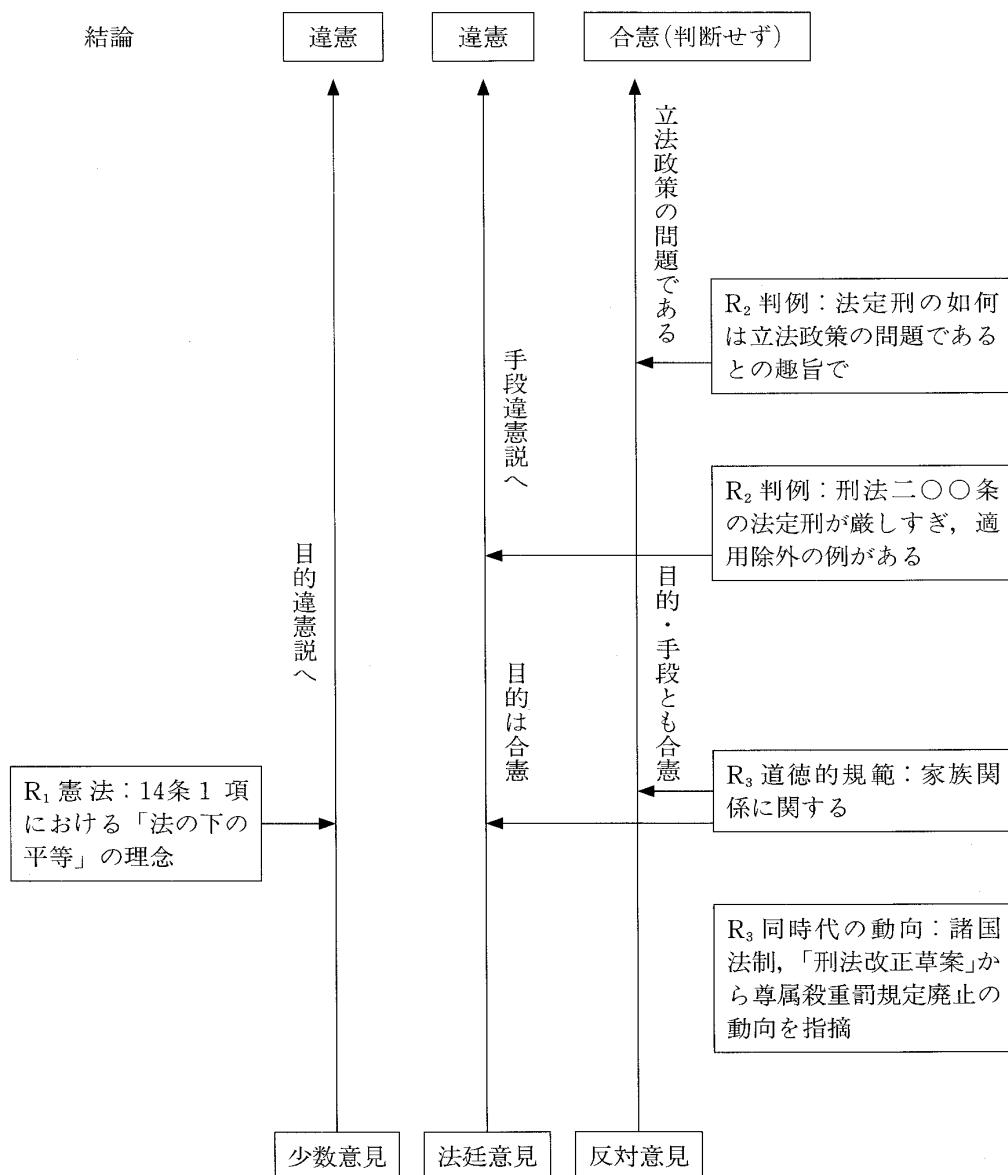


図2 各意見の概略

別的取扱いについての見解

論点4 刑法二〇〇条の法定刑の程度についての見解

論点5 刑法二〇〇条の憲法適合性についての見解
(最高裁判所の違憲立法審査権についての見解)

3. 「主張する命題」と参照枠との関係づけ

法廷意見がどのように参照枠を用いて「主張する命題」を説明しているのかについて、

「量刑の実状」に関する箇所を取り上げて検討する。この箇所では、法廷意見と少数意見(そのうちの田中二郎裁判官の意見)は共に「量刑の実状」について議論を展開している。それらの議論においては、論点1, 4, 5にかかる見解が提示されている。この「量刑の実状」に関する箇所を取り上げ、法廷意見と田中意見とを比較する。引用文中のPまたはpは「参照枠(説明する命題)」を示し、Qまたはqは「主張する命題」を示す。法廷意見において、「量刑の実状」を議論している第10段落は次の通りである。

「量刑の実状をみても、P₁ 尊属殺の罪のみにより法定刑を科せられる事例はほとんどなく、P₂ その大部分が減輕を加えられており、P₃ なかでも現行法上許される二回の減輕を加えられる例が少くないのみか、P₄ その処断刑の下限である懲役三年六月の刑の宣告される場合も決して稀ではない。このことは、Q₁ 卑属の背倫理性が必ずしも常に大であるとはいえないことを示すとともに、Q₂ 尊属殺の法定刑が極端に重きに失していることをも窺わせるものである」(法廷意見【10】)。

また、田中意見の第11段落は次の通りである。

「そこで、尊属殺人事件についての第一審判決の科刑の実情をみると、p₁ 統計の示すところによれば、昭和二七年から昭和四四年に至る一八年間の尊属殺人事件総数六二一件のうち、死刑の言渡がされたものは僅かに五件(〇・八一%)、無期懲役刑の言渡がされたものは六一件(九・八二%)にすぎず、p₂ 大多數は減輕措置により一五年以下の懲役刑の言渡がされており、p₃ なかでも、五年以下の懲役刑の言渡がされたものが一六四件(二六・四%)に達し、最高の率を示している。このことは、q₁ 多数意見が、尊属殺人は一般殺人に比して一般に高度の社会的道義的非難を受けて然るべきであるとしているのにかかわらず、現実には、本件の場合ほど極端な例はないにしても、やむにやまれぬ事情のもとに行なわれた犯行として強い社会的道義的非難を加えることの妥当でない事例が少なくないことを示している。のみならず、q₂ 刑法二〇〇条の存在が具体的な事案に即した量刑を著しく困難にし、裁判官を苦慮させ、時には、あえて、同条の違憲無効を断ぜざるを得ない破目に陥らせているのが実情である。p₄ 最高裁判所自体も、昭和三二年二月二〇日の大法廷判決(刑集一一卷二号八二四頁)において、冷

遇に苦しめられ、亡夫の父母等を殺害しようとした未亡人に刑法二〇〇条を適用した原判決を破棄し、同条の「配偶者の直系尊属」とは現に生存する配偶者のそれを指すものとし、刑法二〇〇条の適用を否定せざるを得なかつたのである。q₃ その結論は妥当として支持すべきものであろうが、同条の解釈としては問題のあるところで、右の結論を引き出すためには、根本に立ち帰つて、刑法二〇〇条そのものの合憲性について検討を加えるべきではなかつたかと思う」(田中意見【11】)。

法廷意見の参考枠 P₁–P₃ と田中意見の参考枠 p₁–p₃ は、参考枠カテゴリー R₂ の判例にあたり、共に過去の「量刑の実状」に関して同じ認識を示している。これらの参考枠から、法廷意見では「主張する命題」Q₁、田中意見では命題 q₁ という同じ判断が導かれている。

法廷意見が P₄ の処断刑の下限刑の判例を参考枠として言及しているのは、Q₁ Q₂ の判断を補強する材料としてあえて言及していると考えられる。田中意見では P₄ の認識は示されていない。

また、田中意見が参考している p₄ の判例(「最大判昭 32.2.20 刑集 11.2.824」)は、法廷意見の「量刑の実状」のパラグラフでは取り上げられていない。法廷意見がこの判例を参考するのは、次に示す法廷意見【3】においてである。

田中意見は、「主張する命題」q₃ において、昭和三二年の判決の段階で、最高裁が刑法二〇〇条の合憲性について検討を加えるべきではなかつたかと主張している(q₃)。これに対して法廷意見は、次に示す法廷意見【4】に見られるように、本法廷において刑法二〇〇条の憲法適合性を検討する根拠の一つとして取り上げている。

「当裁判所は、昭和二五年一〇月以来、刑法

二〇〇条が憲法一三条、一四条一項、二四条二項等に違反するという主張に対し、その然らざる旨の判断を示している。もつとも、最初に刑法二〇〇条が憲法一四条に違反しないと判示した大法廷判決（昭和二四年（れ）第二一〇五号同二五年一〇月二五日・刑集四巻一〇号二一二六頁）も、法定刑が厳に過ぎる憾みがないではない旨を括弧書において判示していたほか、情状特に憫諒すべきものがあつたと推測される事案において、合憲性に触れることなく別の理由で同条の適用を排除した事例も存しないわけではない（最高裁昭和二八年（あ）第一一二六号同三二年二月二〇日大法廷判決・刑集一一巻二号八二四頁、同三六年（あ）第二四八六号同三八年一二月二四日第三小法廷判決・刑集一七巻一二号二五三七頁）。また、現行刑法は、明治四〇年、大日本帝国憲法のもとで、第二三回帝国議会の協賛により制定されたものであつて、昭和二二年、日本国憲法のもとにおける第一回国会において、憲法の理念に適合するようにその一部が改正された際にも、刑法二〇〇条はその改正から除外され、以来今日まで同条に関し格別の立法上の措置は講ぜられていないのであるが、そもそも同条設置の思想的背景には、中国古法制に溯源しわが国の律令制度や徳川幕府の法制にも見られる尊属殺重罰の思想が存在すると解されるほか、特に同条が配偶者の尊属に対する罪をも包含している点は、日本国憲法により廃止された「家」の制度と深い関連を有していたものと認められるのである。さらに、諸外国の立法例を見るに、右の中国古法制のほかローマ古法制などにも親殺し厳罰の思想があつたものごとくであるが、近代にいたつてかかる思想はしだいにその影をひそめ、尊属殺重罰の規定を当初から有しない国も少なくない。そして、かつて尊属殺重罰規定を有した諸国においても近時しだいにこれを廃止しまたは緩和しつつあり、また、単に尊属殺のみを重く罰すること

をせず、卑属、配偶者等の殺害とあわせて近親殺なる加重要件をもつ犯罪類型として規定する方策の講ぜられている例も少なからず見受けられる現状である。最近発表されたわが国における「改正刑法草案」にも、尊属殺重罰の規定はおかれていない（法廷意見【3】）。

「このような点にかんがみ、当裁判所は、所論刑法二〇〇条の憲法適合性につきあらためて検討することとし、まず同条の立法目的につき、これが憲法一四条一項の許容する合理性を有するか否かを判断すると、次のように考えられる」（法廷意見【4】）。

田中意見が主張している q_2 の命題を、法廷意見は示していない。 q_2 の命題は裁判官の主観的状況に関する判断である。法廷意見では、裁判官の主観的側面についての言及は一切なされていない。

上記のように、「量刑の実情」を検討する箇所において、法廷意見では全て下級審の判例を参照しているのに対し、田中意見では下級審の判例と最高裁の判例とが併置されている。法廷意見では、「量刑の実状」に関しては、下級審の判例だけを参照枠としており、田中意見が p_4 で言及している「最大判昭 32.2.20 刑集 11.2.824」の最高裁判所の判例は、憲法判断をおこなうことについての参照枠として、他の最高裁判所の判例と並列して用いられている。この判例は憲法判断を専決事項とする最高裁判所の判例である。法廷意見が第10段落で最高裁の判例を参照枠として取り上げていないのは、下級審の「量刑の実状」を見るというパラグラフの脈絡からはずれているからだと考えられる。つまり、法廷意見は、同じ参照枠カテゴリー R_2 に分類される判例のうち、最高裁の判例と下級審の判例とを明確に区別していることになる。

法廷意見が、参照枠を意図的に選択し配列している例は、上記の法廷意見【3】にも見

られる。法廷意見は「当裁判所は、所論刑法二〇〇条の憲法適合性につきあらためて検討する」(法廷意見【4】)という命題を主張している。この主張を説明する複数の参照枠を、法廷意見【3】において、図3のように整理して提示している(図3)。

法廷意見は、まず初めに、最高裁判所の判例を参照する。このことは、最高裁判所の判例が参照枠として優先順位が高いことを示していると考えることができる。次に、同じR₂カテゴリーに属する刑法二〇〇条の立法の沿革に言及している。ここで重要なことは、同じR₂カテゴリーに属すと言っても、最高裁の判例と立法の沿革との間には何らかの違いがあるということだ。最高裁の判例は司法の権限のうちでおこなわれるという意味で、自己参照系である。立法の沿革も、司法が適用する法律に関係するという意味では自己参照系であるけれども、立法の作業自体は立法府がおこなう。その意味では、自己参照系とは言っても外部的な要因を完全になくすることはできない。その限りで、参照枠としては、同じR₂カテゴリーに属すとは言っても、判例の方が立法の沿革よりも優先順位が高いと考えることができる。

R₄カテゴリーの思想的背景に関しても、立法の沿革に関与する限りで意味を持つ参照枠

最高裁判所の判例 (R ₂)
最大判昭 25.10.25 刑集 4.10.2126
最大判昭 32.2.20 刑集 11.2.824
最小判昭 38.12.24 刑集 17.12.2537
刑法二〇〇条の立法の沿革 (R ₂)
刑法二〇〇条設置の思想的背景 (R ₄)
中国古法制
律令制度、徳川幕府の法制
「家」制度（旧社会制度）
諸外国の立法例
中国古法制 (R ₄)
ローマ古法制 (R ₄)
近代の諸国法制 (R ₃)
「改正刑法草案」(R ₃)

図3 法廷意見【3】の参照枠一覧

であるという位置づけを与えられている。つまり、刑法二〇〇条設置の思想的背景は、刑法二〇〇条の立法の沿革という参照枠に媒介される限りで意味を持つことになる。この点からすれば、R₄カテゴリーの思想的背景は、R₂カテゴリーの立法の沿革という自己参照系に媒介されて自己参照系と関連づけられている。その意味では、立法の沿革とは無関係な形で提示されている「諸外国の立法例」よりも、優先順位が高いと考えることができる。同様に、R₃カテゴリーの「近代の諸国法制」と「改正憲法草案」についても、自己参照系に媒介されていない限りでは、外部参照系としてのみ言及されているに過ぎないと考えることができる。

このように、法廷意見は、用いる参照枠を、「主張する命題」と「説明する命題」の関係に照らして、その優先順位を充分に検討した上で、整理して用いていると言えることができる。また、「主張する命題」と「説明する命題」の関係づけのあり方は、法廷意見においては比較的一貫していると考えられる。

このことは、次のように考えることができる。ある命題を説明するときに、どのような参照枠を採用するかにおいて、特定の価値システムが表現されている、と。なぜならば、参照枠を整理して用いるということは、主張する命題と説明する命題とをどのように関係づけるのかという、関係づけの価値システムが一貫していることを意味すると考えられるからである。ある命題を説明する際に、どの参照枠を選択するのか、また、複数の参照枠に言及する場合には、それらの参照枠をどのように整理するのか、参照枠の選択と、整理の枠組の選択とにおいて、何らかの価値システムがはたらいていると考えることができる。

4. 参照枠の使い方

次に、論点2および3について検討する中

から、法廷意見がどの参照枠をどのように使用しているかを把握する。論点2と論点3の議論を、少数意見、法廷意見、反対意見それぞれに関して概括すると図4のようになる。

少数意見は、「立法上の措置」と「身分差別規定」に関する主張において、自説を説明する参照枠として、R₁ カテゴリーの憲法を採用している。これに対して、法廷意見は、同じ項目に関する主張において、次に示すように、参照枠として R₃ カテゴリーの社会通念と R₂ カテゴリーの判例を用いている。

「およそ、親族は、婚姻と血縁とを主たる基盤とし、互いに自然的な敬愛と親密の情によつて結ばれると同時に、その間おのずから長幼の別や責任の分担に伴う一定の秩序が存し、通常、卑属は父母、祖父母等の直系尊属により養育されて成人するのみならず、尊属は、社会的にも卑属の所為につき法律上、道義上の責任を負うのであつて、尊属に対する尊重報恩は、社会生活上の基本的道義というべく、このような自然的情愛ないし普遍的倫理の維持は、刑法上の保護に値するものといわなければならない」(法廷意見【5】より)。

「刑法二〇〇条は、自己または配偶者の直系尊属を殺した者は死刑または無期懲役に処する旨を規定しており、被害者と加害者との間における特別な身分関係の存在に基づき、同法一九九条の定める普通殺人の所為と同じ類型の行為に対してその刑を加重した、いわゆる加重的身分犯の規定であつて（最高裁昭和三〇年（あ）第三二六三号同三一年五月二四日第一小法廷判決・刑集一〇巻五号七三四頁），このように刑法一九九条のほかに同法二〇〇条をおくことは、憲法一四条一項の意味における差別的取扱いにあたるというべきである」(法廷意見【2】より)。

妥当性に関して優先順位の高い R₁ カテゴリーの参照枠を用いている少数意見の方が、一見すると、主張する命題の妥当性が法廷意見よりも高く見える。けれども、結果的には法廷意見の方がより多くの裁判官に支持されている。つまり、妥当性が高いという結果が出ている。この点に関して、次のように考える。

少数意見が採用している R₁ カテゴリーの憲法は、具体的には憲法一三条と一四条であ

	少数意見	法廷意見	反対意見
親子関係の認識	親と子は自然的情愛によって結ばれているものである	R ₃ 社会通念→ ↓	R ₃ 社会通念→ ↓
親子関係の道德	基本的道徳	基本的道義	普遍的倫理 敬愛報恩
R ₁ 平等の原理→ ↓	R ₃ 社会通念→ ↓	R ₃ 社会通念→ ↓	
立法上の措置	個人が自発的に遵守すべきもの	刑法上の保護に値する	立法上の配慮は正当
R ₁ 憲法の理念→ ↓	R ₂ 判例→ ↓	R ₃ 社会通念→ ↓	
身分差別規定にあたるか	身分制道徳の見地に立つものである	差別的取扱いにあたる	社会的身分にあたらない

図4 参照枠の用い方

る。当該裁判であらそわれている憲法十四条を参照枠として用いると、次の二つの問題を抱えることになる。第1に、憲法一四条は当該裁判であらそわれている規定であり、その規定を参照枠として用いることは、説明されるべきものを説明する項目にしたという問題をはらむことになりかねない。第2に、憲法は社会情勢の多様な変化に絶えず適合的であろうとするために、抽象的な表現を用いると同時に、時代に適合的な解釈を必要とする。その意味で、ひとりの裁判官が判決に先立って個人的に憲法解釈をおこなっているという問題をはらむことになる。

これに対して法廷意見は、 R_3 カテゴリーの社会通念を参照枠にした部分においては、現行の立法措置を追認する形をとり、「身分差別規定」についての主張に関しては、当該裁判に先行して憲法一四条の解釈をおこなっている、 R_2 カテゴリーの判例を参照枠としている。すなわち、この裁判においては、 R_1 カテゴリーに属する憲法一四条は解釈の問題を伴っているため、直接、参照枠とすることは妥当性の点で問題が生じる。憲法一四条の条文解釈を先行的におこなった R_2 カテゴリーの判例を媒介にすることで、憲法の規定は初めて説明力のある参照枠になると考えることができる。

今回対象とした判決文においては、 R_1 カテゴリーの憲法を直接参照することは、抽象的な理念・原理をいきなり持ち出す結果になるのに対し、憲法解釈を示した R_2 カテゴリーの判例を参照することは、具体的な事案に即した最高裁判所の判断を媒介することによって、憲法のより現実的・具体的な内容を示すことになり、より妥当性を高める結果になると考えられる。この知見は、あくまで今回の判決文についてのみ言えることであり、判決文において一般的にこのように言えるかどうかは今後の検討課題である。

5. 法廷意見の立論の特徴

最後に、法廷意見の立論の特徴について検討する。法廷意見【7】から【11】にかけての箇所は、手段違憲説を主張する法廷意見の立論の中核となる部分である。その議論の流れを図5に示す。

まず、【7】においては、差別的取扱いの根拠が合理的であるかないかを判断する基準が、具体的に2つ提示され、この2つの基準をもとに検討がおこなわれている。

次に、【8】～【10】において主張された命題は、優先順位の高い R_1 , R_2 の参照枠から説明が与えられる。意見の中核部分では、主観的な判断ができるだけ排し、先行する判例、現行法律という手持ちの材料を有効に組み合わせて命題を説明していると考えられる。

これに対して、少数意見、反対意見では、自説で最も主張したい命題を説明する参照枠は、少数意見では憲法の理念であり、反対意見では普遍的原理である。法廷意見においては、理念・原理という抽象的なものを参照するのを慎重に避け、具体的な参照枠を採用していることが明らかとなった。

6. 結論と今後の課題

6.1 法廷意見の全体構造の特徴

今回検討した判決文の法廷意見の全体構造の特徴を次のように整理することができる。

- 1) 参照枠を整理して用いている。
- 2) 判断の基準が、より具体的に提示されている。
- 3) 論証の中核になる箇所（立法目的達成のための手段の検討の箇所）では、優先順位の高い参照枠 (R_1 , R_2) が用いられている。

第1の点は、「主張する命題」と「説明する命題」とをどのように関係づけているのかという論証のスタイルに関して、価値システムが相対的に一貫していることを示している。論証のスタイルは多様な選択肢が存在する。しかし、法廷意見は比較的一貫したスタイル

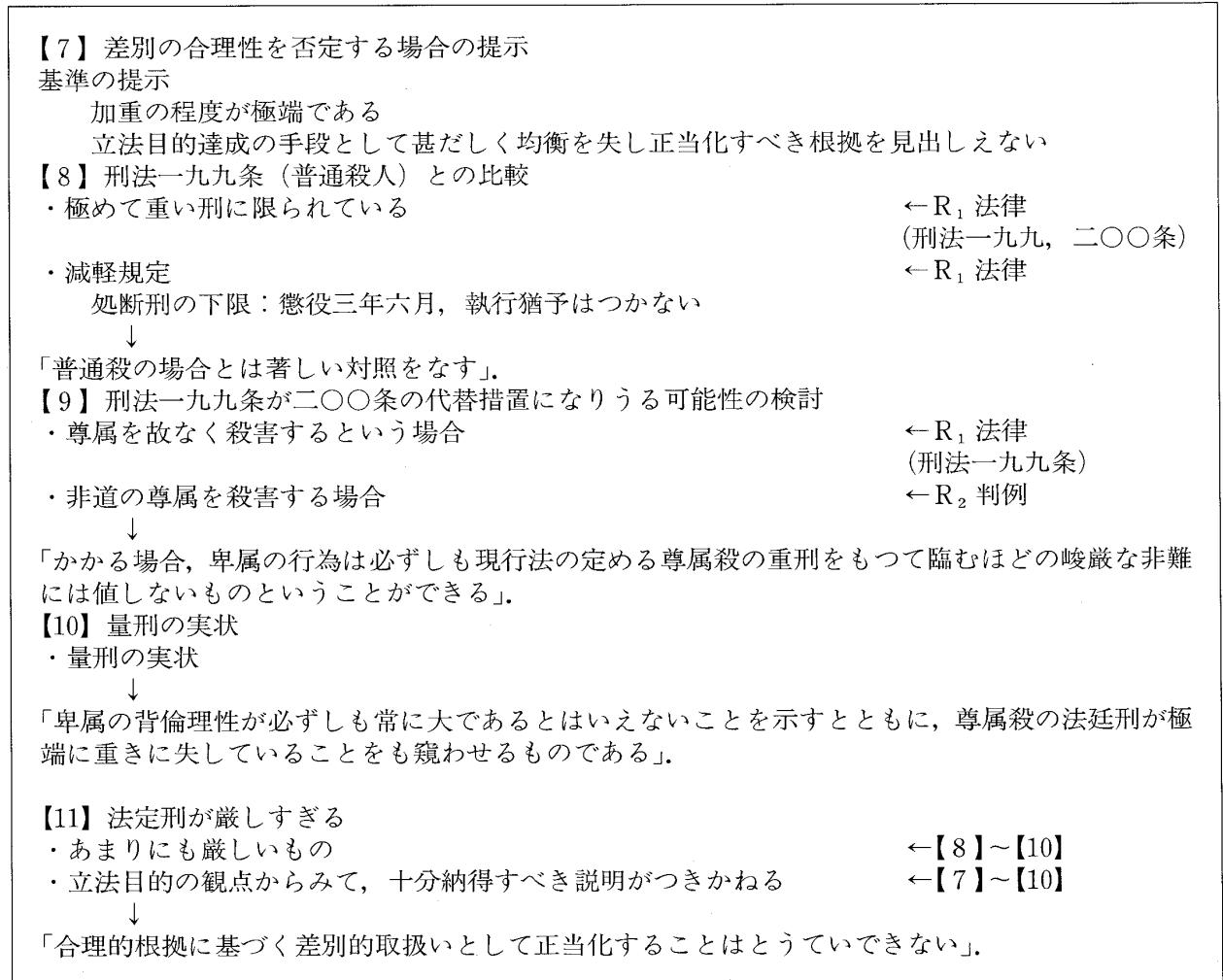


図 5 法廷意見：刑法二〇〇条の立法目的達成の手段に関する議論の流れ

を維持している。したがって、論証のスタイルに関する価値システムが相対的に一貫していると考えられる。

第2の点は、抽象的な理念・原理を「説明する命題」としては採用していないことを示している。裁判は具体的な事件に関しておこなわれる。理念・原理は抽象的であるからこそ、具体的なレベルにおいては多様な解釈を許容する。法廷意見の特徴は、できる限り抽象的な理念・原理を持ち出すことを避け、判断の基準をより具体的に示したり、あるいは憲法を参照しようとする場合には、その具体的な解釈が示されている最高裁の過去の判例を媒介にする。そこに特徴があると考えられる。

第3の点は、手持ちの参照枠をどのように

用いるかの戦略の問題である。手持ちの参照枠のうち、一般的に優先順位が高いとされるものについては、議論の中核部分に集中的に使用することで、主張する命題をより妥当性の高いものにしようとしている。

これらの諸特徴が、判決当時における法廷意見の妥当性の構成要素をなしていると推定することができる。

6.2 結論と今後の課題

以上の考察から、判決文の全体構造について、次のような結論が導き出せる。

- 1) 主張する命題と参照枠との関係づけに、関係づけの価値システム、あるいは論証のスタイルの価値システムの表現を捉えることができる。
- 2) 主張する命題と参照枠との関係づけのあ

- り方が、比較的一貫している方が結論の妥当性が高いと推測される。
- 3) 値値システムの認識に、参照枠の整理モデルが一定の有効性を持つ。
 - 4) 最高裁判決文を対象にした場合、参照枠 R_1 憲法の解釈が争点となるため、参照枠 R_2 判例をいかに使うかが、妥当性の重要な源泉となる。

今後の課題

対象とした判決文の参照枠を、各意見に関して網羅的に採集し、その相互関係を捉えることでより詳細な判決文の全体構造を明らかにする。

また、さらに昭和二五年合憲判決にさかのぼって検討することで尊属殺をめぐる判例に見られる価値システムの具体的あり方の究明に取り組みたい。

本研究に対し、福村晃夫氏、中村喜美郎氏、正村俊之氏から貴重なコメントをいただいた。また、共同研究者である田中一氏、長田博泰氏からは、数々のアドバイスとご批判をいただいた。記して感謝の意としたい。

参考文献

- 長田博泰 (1999) 「社会情報解析(2)―逆接「が」の論理分析と推論過程―」第4回日本社会情報学会大会、自由報告、関西大学高槻キャンパス、1999年10月30日
- 大國充彦、鳥居喜代和、長田博泰、田中一(1999)「社会情報解析―判決文における論理情報過程と価値情報過程との相互連関について―」『社会情報学研究』No.3、日本社会情報学会：63-76
- 大國充彦、高橋徹(1999)「社会情報解析(1)―判決文の全体構造―」第4回日本社会情報学会大会、自由報告、関西大学高槻キャンパス、1999年10月30日
- 最高裁判所判例調査会 (1973) 『最高裁判所判例集』 第27卷第3号
- 田中一 (1997) 「情報と情報過程の層序」『社会情報学研究』No.1、日本社会情報学会：3-16
- 田中一 (1999 a) 「情報と情報過程の総合的考察」『社会情報学研究』No.3、日本社会情報学会：77-90
- 田中一 (1999 b) 「社会情報解析(3)―自然科学系論文の価値情報解析―」第4回日本社会情報学会大会、自由報告、関西大学高槻キャンパス、1999年10月31日